



厚生労働省

女性に対するあらゆる暴力の 根絶に関するヒアリング

女性に対する暴力に関する専門調査会（第87回）

平成29年4月5日（水）

厚生労働省

女性活躍加速のための重点方針2015

(平成27年6月26日 すべての女性が輝く社会づくり本部決定)

3. 女性活躍のための環境整備

(6) 困難を抱えた女性が安心して暮らすための環境整備

③ 配偶者からの暴力を始めとする女性に対するあらゆる暴力の根絶、とりわけ性犯罪・ストーカー対策を強力に進めるため、以下の取組を進める。

- ・ (前段省略) また、性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターの設置促進、関係機関や性犯罪被害者等の支援を行う民間の団体等との連携の促進、性犯罪被害者支援に携わる人材の育成、女性警察職員の配置等による相談体制の充実、カウンセリング費用等の公費負担の充実等、性犯罪被害者支援のための各種取組を図る。
- ・ 「ストーカー総合対策」(平成27年3月20日ストーカー総合対策関係省庁会議)に基づき、ストーカー事案に対応する体制の整備、被害者の一時避難等の被害者支援の取組、被害者支援等のための関係機関の連携協力、加害者更生に関する取組等のストーカー対策の総合的な取組の確実な実施を図る。

女性活躍加速のための重点方針2016

(平成28年5月20日 すべての女性が輝く社会づくり本部決定)

Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現

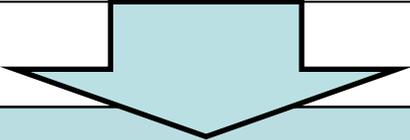
1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(2) ストーカー事案への対策の推進

①「ストーカー総合対策」や基本計画に基づき、引き続き、ストーカー事案への厳正な対処、ストーカー事案に係る被害者の一時保護等の被害者支援の推進、ストーカー被害の未然防止・拡大防止のための広報啓発の実施等に取り組む。

(3) 配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実

①市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置を促進するとともに、研修の充実等による相談員の質の向上等、配偶者等からの暴力の被害者への支援体制の充実を図る。また、社会の変化に見合った婦人保護事業の在り方について検討を推進する。



該当施策：婦人保護事業【厚生労働省所管】

婦人保護事業の概要

1. 根拠法等

- ① 売春防止法(昭和31年制定)
- ② 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(13年制定/16年・19年・25年改正)
- ③ 人身取引対策行動計画(平成16年12月)→人身取引対策行動計画(2009・2014)
- ④ ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年制定/25年改正・28年改正)

2. 対象女性 (「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について<局長通知>)

- ① 売春経歴を有する者で、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- ② 売春経歴は有しないが、その者の生活歴、性向又は生活環境等から判断して現に売春を行うおそれがあると認められる者
- ③ 配偶者からの暴力を受けた者(事実婚を含む)
- ④ 家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、かつ、その問題を解決すべき機関が他にないために、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- ⑤ 人身取引被害者(婦人相談所における人身取引被害者への対応について<課長通知>)
- ⑥ ストーカー被害者(「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について<課長通知>)

3. 実施機関等

- ① 婦人相談所(配偶者暴力相談支援センター)及び一時保護所
- ② 婦人相談員(都道府県婦人相談所・市福祉事務所等)
- ③ 婦人保護施設(都道府県・社会福祉法人)
- ④ この他、①の一時保護の委託先として母子生活支援施設・民間シェルター等

「婦人相談所が行う一時保護の委託について」の一部改正について

(平成28年3月31日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>1. 一時保護委託の対象者の範囲</p> <p><u>(2) 売春防止法に基づく要保護女子(「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について)(平成14年3月29日雇児発第0329003号雇用均等・児童家庭局長通知。以下「実施通知」という。)の第1に定める対象者のうち1のウを除く者)であって、次に掲げる要件のいずれかに該当する者</u></p> <p>① <u>「人身取引対策行動計画」に基づき保護した人身取引被害者であること。</u></p> <p>② 恋人からの暴力の被害者であること。</p> <p>③ 支援を行うことが特に必要であると認められる妊産婦であること。</p> <p>④ <u>「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(平成12年法律第81号)第8条第1項に基づき保護したストーカー行為の被害者であること。</u></p> <p>⑤ <u>性暴力・性犯罪の被害者であること。</u></p> <p>⑥ 婦人相談所において定員を超えて保護を行わなければならない場合であること。</p>	<p>1. 一時保護委託の対象者の範囲</p> <p><u>(2) 婦人保護事業の対象である要保護女子であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの</u></p> <p>① <u>「人身取引対策行動計画2009」に基づき保護した人身取引被害者であること。</u></p> <p>② 恋人からの暴力の被害者であること。</p> <p>③ 支援を行うことが特に必要であると認められる妊産婦であること。</p> <p>④ 婦人相談所において定員を超えて保護を行わなければならない場合であること。</p>

改正ストーカー規制法の施行に対応した婦人保護事業の実施について

(平成28年12月27日 雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知)

1. 職務関係者による配慮等(改正後の第9条関係)

- 警察機関との緊密な連携
- 「職務関係者」... 職務として被害者の身の安全の確保と秘密の保持を図るべき者
＝ “婦人相談所職員” “相談対応の行政機関職員” “民間シェルター職員” 等
- 国・地方公共団体による研修、マニュアルの整備等
- 個人情報の管理: 「婦人相談所ガイドライン」「婦人相談員相談・支援指針」参照

2. 国、地方公共団体、関係事業者等の支援(改正後の第10条関係)

- 婦人相談所その他適切な施設による支援、民間の施設における滞在についての支援
→ 「婦人相談所が行う一時保護の委託について」の一部改正について」(H28.3.31 雇用均等・児童家庭局長通知)でストーカー被害者の一時保護委託が可能であることを明記

3. ストーカー行為等の防止等に資するためのその他の措置(改正後の第12条関係)

- ストーカー事案の特性、危険性、自己防衛手段等についての周知・啓発や被害者支援を効果的に行うため
(例) インターネットの普及やコミュニケーションツールの変化等、最近の社会情勢を踏まえた被害実態等の把握
- 相談窓口の周知 → 婦人相談所のHP(ホームページ)等に分かりやすく明示

4. 支援等を図るための措置(改正後の第13条関係)

- 「必要な体制整備」「必要な財政上の措置」「その他必要な措置」

平成29年度婦人保護事業関係予算の概要

平成28年度予算額
96億円の内数

→

平成29年度予算額
177億円の内数

1 婦人相談所における支援（婦人相談所運営費負担金）

17百万円

○婦人相談所における広域措置の実施

他の都道府県への広域措置の円滑な実施を図るため、DV被害者等を他の都道府県の婦人相談所等へ移送するために必要な旅費等の補助を行う。

○外国人婦女子緊急一時保護経費

外国人のDV被害者等を保護した際の通訳雇い上げに伴う費用や関係機関との連絡に必要な経費等の補助を行う。

2 婦人相談所の一時保護委託、婦人保護施設における自立支援

婦人保護事業費負担金
婦人保護事業費補助金

23億円

○婦人相談所における一時保護の実施

職員の人件費、入所者の食費や被服費などの生活費、施設の維持・管理費

○婦人相談所が一時保護委託するための経費

DV被害者等の状況に応じて、婦人相談所が民間シェルター等の適切な委託契約施設へ一時保護を委託し、自立に向けた支援を行う。また、恋人からの暴力被害者も一時保護委託の対象とする。

○婦人保護施設における保護・自立支援に必要な経費

職員の人件費、入所者の食費や被服費などの生活費、施設の維持・管理費

新たに、婦人保護施設入所者の就職活動のための旅費を支給する。【新規】

○心理療法担当職員の配置

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に心理療法担当職員を配置し、DV被害者及び同伴家族の心理的ケアの支援を図る。

○同伴児童のケアを行う指導員の配置

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に同伴児童のケアを行う指導員を配置し、虐待を受けた児童へのケアの充実強化を図るとともに、保護された女性が自立に向けた取組を安心して行える環境を整える。

同伴児童のケアを行う指導員の配置を拡充する。※（現行）最大2名まで配置可能→最大3名まで配置可能【拡充】

○夜間警備体制強化事業

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設の夜間警備体制を強化することにより、配偶者の暴力から逃れて入所している被害者や職員の安全の確保を図る。

○婦人保護施設入所者の地域生活移行支援

地域生活移行支援を賃貸物件を活用して実施する場合に、建物の賃貸料の一部を措置費に算定する。

○婦人保護施設における同伴児童の入進学支度金の創設

婦人保護施設における同伴児童が、小学校、中学校、又は高等学校に入進学した場合の入進学支度金を支給する。

3 婦人相談員活動強化

(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

154億円の内数

○婦人相談員活動強化事業

DV等の相談に応じる婦人相談員の手当や調査・指導のための旅費等を補助する。

婦人相談員手当について、勤務実態に応じた手当額となるよう、平成29年度においては、月額最大149,300円(現行106,800円)に見直しを図る。

【拡充】

4 DV対策等の機能強化

(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

154億円の内数

○DV被害者保護支援都道府県域ネットワーク事業

DV被害者の保護支援については、様々な関係機関の連携が必要であることから、婦人相談所と関係機関等との連絡会議やケース会議を開催し、連携の強化を図る。

○DV相談担当職員研修事業

婦人相談員等の経験年数等に応じた研修が実施できるよう、研修実施回数の増加(年1回→年3回)を図る。【拡充】

○休日夜間電話相談事業

婦人相談所に電話相談員を配置し、休日及び夜間の相談体制の強化を図り、DV被害者等の相談に対応する。

○専門通訳者養成研修事業

DV等に関する専門的な知識を持った通訳者の養成研修を実施し、外国人DV被害者への適切な支援を確保する。

○法的対応機能強化事業

婦人相談所において、DV被害者等からの離婚問題、生活破綻問題及び在留資格等についての情報提供や調整の相談等に対し、弁護士等による法的な調整や援助を行う。))

5 DV被害者等自立生活援助モデル事業 (児童虐待・DV対策等総合支援事業)

154億円の内数

婦人相談所において一時保護された者などが、地域で自立し、定着するための支援を行うモデル事業。

いわゆるアダルトビデオ出演強要問題、 「JKビジネス」問題等に関する取組について(案)

1. 様々な機会や媒体を活用した相談窓口の積極的な周知

- ・ 各婦人相談所等において、「AV出演強要」や「JKビジネス」による性暴力被害に関する相談を受け付けている旨を厚生労働省や各都道府県のHP等を活用して周知する。【緊急対策】

2. 関係機関、民間支援団体等と連携した適切な相談・支援体制の整備

婦人相談所等に対し、「AV出演強要」や「JKビジネス」による性暴力被害者からの相談について、関係機関や民間支援団体と連携を図りながら適切に対応していくことを徹底。

【検討課題】

- ・ 相談者向けのガイドラインや支援指針等を改訂し、「AV出演強要」や「JKビジネス」による性暴力被害についての対応方法及び関係機関との連携に関する内容を盛り込む。
- ・ 上記内容を、婦人相談所や婦人相談員の研修カリキュラムに加える。

3. 性暴力被害者の適切な保護・自立生活支援

- ・ 性暴力被害を受けた女性・児童に対し、保護・支援が必要な場合は適切に一時保護や心理療法担当職員等による心理的なケアを行う。

さらに、基本的な生活習慣の習得など、自立生活に向けた支援を検討する。

4. 労働関係法令の周知

ヒアリング項目：女性に対するあらゆる暴力の根絶

担当府省：厚生労働省

○第4次男女共同参画基本計画の関連する分野：

第7分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- 1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
- 2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
- 3 ストーカー事案への対策の推進
- 4 性犯罪への対策の推進
- 5 子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進
- 6 売買春への対策の推進
- 7 人身取引対策の推進
- 8 セクシュアルハラスメント防止対策の推進
- 9 メディアにおける性・暴力表現への対応

○「女性活躍加速のための重点方針2015」及び「女性活躍加速のための重点方針2016」での該当施策：

	施策名	予算額（千円）
2015	PTSD対策専門研修（PTSD・思春期精神保健対策事業）	（28年度当初予算） 6,709
	婦人保護事業	（28年度当初予算） 9,549,037の内数
		（27年度補正予算） 18,641の内数
	DV 被害者等自立生活援助モデル事業	（28年度当初予算） 7,309,066の内数
	児童相談所全国共通ダイヤル「189」	（28年度当初予算） 29,309
2016	婦人保護事業	（29年度予算） 2,281,625 + 15,415,862の内数

○第4次男女共同参画基本計画における関連する政策領域目標及び成果目標：

★は政策領域目標を示す。

【第7分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶】

項目	計画策定時	最新値	成果目標（期限）
配偶者からの被害を相談した者の割合（男女別）	男性：16.6% 女性：50.3% （平成26年）	男女計：37.2% 男性：16.6% 女性：50.3% （平成26年）	男性：30% 女性：70% （平成32年）
配偶者からの暴力の相談窓口の周知度（男女別）	男性：30.4% 女性：34.3% （平成26年）	男女計：32.4% 男性：30.4% 女性：34.3% （平成26年）	男女とも70% （平成32年）
市町村における配偶者暴力相談支援センターの数	88か所 （平成27年11月）	98か所 （平成28年11月）	150か所 （平成32年）
行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター設置数★	25か所 （平成27年11月）	35か所 （平成28年12月）	各都道府県に 最低1か所 （平成32年）

【女性活躍加速のための重点方針2015】

通し番号 (注1)	項目 (注2)	担当府省	該当施策名	施策の背景・目的 (注3)	当該施策の概要 (注3)	関係予算 (千円)			法令・制度改正 機構定員 その他	重点方針 2016 通し番号 (施策名) (注4)
						27年度 当初予算	27年度 補正予算	28年度 当初予算		
96	3-(6)-③	厚生労働省	PTSD対策 専門研修 (PTSD・思春期 精神保健対策 事業)	近年、地震・風水害などの自然災害、犯罪被害において、いわゆる「心のケア」の必要性が一般社会においても、また精神保健医療福祉関係者においても強く認識されている。こうした災害被害者、犯罪被害者は、PTSD (心的外傷後ストレス障害) をはじめとする様々な心理的な反応が生じている こうした問題について、その時々に応じた社会的課題に対する適切な医療が提供できるよう人材の育成を図る。	精神科医療及び精神保健福祉業務に従事している者に対し、専門的な養成研修を実施。	7,454	-	6,709	-	
100	3-(6)-③	厚生労働省	婦人保護事業	婦人保護事業は、売春防止法に基づき要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づき配偶者からの暴力被害女性の保護を図ることを目的としている。	婦人保護事業は、社会環境の浄化、配偶者からの暴力の防止等に関する啓発活動を行うとともに、要保護女子等の早期発見に努め、必要な相談、調査、判定、指導・援助、一時保護及び収容保護を行うものである。 ストーカー行為等の相手方への支援については、「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」が平成25年10月3日に施行されたことにより、婦人保護事業の対象として明確に位置付けられたところであり、適切な保護・支援を行うこととしている。	6,923,6	18,641 の内数	9,549,0 37 の内数	-	90
95	3-(6)-③	厚生労働省	DV 被害者等 自立生活援助 モデル事業	民間シェルターに入所している被害女性に対する自立支援及び退所後の定着支援の活動を試行的に支援することを通じ、婦人相談所で一時保護された後、地域で生活を始めようとする方の支援のモデルとなる枠組みを構築する。	DV シェルターを運営するNPO 法人等が、相談者に対して、生活相談や行政機関への同行支援等の自立支援、家庭訪問や職場訪問等の定着支援を一体的に行い、その取組の効果を検証する。	4,733,8	-	7,309,0 66 の内数	-	
152	4-(2)-①-イ*	厚生労働省	児童相談所全 国共通ダイヤル 「189」	子どもや保護者からの虐待や子育てに悩んだ際のSOSをいち早くキャッチするため、これまでの10桁から覚えやすい3桁の番号にした。	全国どこから電話しても最寄りの児童相談所に繋がる児童相談所全国共通ダイヤル「189」を本年7月から実施している。	19,553	-	29,309	-	

(注1) 『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度政府予算内容等について (平成28年1月) での整理上の番号を示す。

(注2) 「女性活躍加速のための重点方針2015」(平成27年6月26日すべての女性が輝く社会づくり本部決定) の記載箇所を示す。

なお、*を付した項目については「女性活躍加速のための重点方針2015の『4. 暮らしの質の向上のための取組』について」(平成27年6月26日すべての女性が輝く社会づくり本部幹事会申し合わせ) の記載箇所を示す。

(注3) 『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度政府予算内容等について (平成28年1月) における記載内容である。

(注4) 『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について (平成29年2月) での整理上の番号及び施策名を示す。

【女性活躍加速のための重点方針2016】

通し番号 (注1)	項目 (注2)	担当府省	該当施策名	施策の背景・目的 (注3)	当該施策の概要 (注3)	政策手段				
						関係予算 (千円)				法令・制度改正 機構定員 その他
						28年度 当初予算	28年度 二次補正 予算	29年度 予算	対28年度 増減額	
90	Ⅱ 1 (3) ①②	厚生労働省	婦人保護事業	婦人保護事業は、売春防止法（昭和31年法律第118号）に基づき、要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること並びに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）に基づき、配偶者からの暴力被害女性の保護を図ることを目的としている。	婦人保護事業は、社会環境の浄化、配偶者からの暴力の防止等に関する啓発活動を行うとともに、要保護女子等の早期発見に努め、必要な相談、調査、判定、指導・援助、一時保護及び収容保護を行うものである。 平成29年度要求予算においては、配偶者からの暴力（DV）被害者等に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進するよう要求を行うとともに、婦人相談員による相談・支援の充実を図るため、婦人相談員手当の改善を行うよう要求を行っている。	2,239,971 + 7,309,066 の内 数	-	2,281,625 + 15,415,862 の内数	41,654	-
87	Ⅱ 1 (2) ①	厚生労働省	婦人保護事業	婦人保護事業は、売春防止法（昭和31年法律第118号）に基づき、要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること並びに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）に基づき、配偶者からの暴力被害女性の保護を図ることを目的としている。	婦人保護事業は、社会環境の浄化、配偶者からの暴力の防止等に関する啓発活動を行うとともに、要保護女子等の早期発見に努め、必要な相談、調査、判定、指導・援助、一時保護及び収容保護を行うものである。 ストーカー行為等の相手方への支援については、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第73号）により、婦人保護事業の対象として明確に位置付けられたところであり、適切な保護・支援を行うこととしている。 平成29年度要求予算においては、配偶者からの暴力（DV）被害者等に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進するよう要求を行うとともに、婦人相談員による相談・支援の充実を図るため、婦人相談員手当の改善を行うよう要求を行っている。	2,239,971 + 7,309,066 の内 数	-	2,281,625 + 15,415,862 の内数	41,654	-

(注1) 『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について（平成29年2月）での整理上の番号を示す。

(注2) 「女性活躍加速のための重点方針2016」（平成28年5月20日 全ての女性が輝く社会づくり本部決定）の記載箇所を示す。

(注3) 『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について（平成29年2月）における記載内容である。